

こんな制度をご存じですか？

平成27年度就学援助制度のお知らせ

高崎市教育委員会

高崎市では、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の就学を奨励する「就学援助制度」により、学校給食費・学用品費等の援助を行っています。詳細は以下のとおりですので、制度の活用を希望される方は、教育委員会教職員課またはお子様の在籍する学校へお問い合わせください。

＝認定の基準＝

義務教育を受けることが困難であると判断される程度の経済状況であること。
(生活保護家庭に準ずる程度に困窮していること)

該当する可能性がある世帯は、下記のとおりです。

- 1 生活保護法に基づく保護が一時停止されている方、または廃止になった方
- 2 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市民税の非課税・減免、又は固定資産税の減免措置を受けている方
- 3 国民年金法に基づく国民年金の掛金の免除措置を受けている方
- 4 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方
- 5 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（児童手当ではありません）の全額を支給されている方
- 6 生活福祉資金の貸付けを受けている方

(※同居している**家族人数**《住民票上世帯分離していても同一世帯としてみなします》や**年齢構成**、**居住形態**によって認定とならない事もあります)

※上記1～6以外の方でも、経済的にお困りでお子様の就学に支障のある方はご相談ください。

＝援助の対象＝

次の経費のうち、保護者が支払ったものについての全額または一部について

- 学校給食費・・・学校給食費全額
- 学用品費・・・ノート・筆記用具・絵の具等の学用品購入に要した経費の一部
- 通学用品費・・・靴、傘等の通学用品購入に要した経費の一部（ただし、**小中1年生を除く**）
- 校外活動費・・・校外で行われる学校行事（臨海・林間・高原学校や社会科見学等）に要した交通費・見学料の一部（参加した日帰り、宿泊行事それぞれについて年度1回）
- 新入学学用品費・新入学学用品購入に要した経費の一部（ただし、**4月認定の新小1、中1のみ、年度1回**）
- 修学旅行費・・・参加した修学旅行に要した交通費・宿泊費・見学料等の一部（小6、中3）

＝援助の方法＝

上記経費の全額または一部を「援助費」として年2回、お子様の学校給食費支払登録口座に振込みます。
(ただし、学校給食費については例外的な扱いとなります)

＝申請の手順＝

申し出

基準に該当すると思われる、制度の活用を希望される方は、教育委員会教職員課またはお子様の在籍する学校へ申し出てください。教育委員会教職員課またはお子様の在籍する学校から申請書をお渡しします。

申請

申請書に必要事項を記入し、次の証明書類を添付して学校へ提出してください。

• 添付書類

(1) 平成26年中に収入がある全員の給与・年金等の源泉徴収票、もしくは確定申告書、雇用保険を受給している方はその関係書類のコピー等、収入が分かる書類

※平成26年分の「所得証明書」は、平成27年6月中旬にならないと発行されません。そのため年度初めからの申請には使用できませんので注意してください。

(2) 一人親家庭で児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書のコピー

• その他

(1) お子様が小・中学校に在籍する場合は、**それぞれの学校に提出**してください。

(2) 記入漏れや証明書の添付がない場合、あるいは所得の申告がされていない場合は認定できません。

(3) 学校が指定する期日までに提出できない場合、年度当初からの認定ができません。

(4) 認定のため、必要に応じて居住区の民生委員の調査・確認があります。

(5) 学校給食費支払登録口座がお子様ごとに異なっている場合、援助費申請振込口座はいずれかのひとつの口座に統一して申請してください。

(6) 申請書提出の前後に学校給食費支払登録口座を変更した場合、援助費の振込ができなくなる恐れがありますので、申請書を提出した学校へ必ず連絡をしてください。

(7) 平成26年度に認定されていても申請は、毎年必要です。

問い合わせ先：高崎市教育委員会教職員課 027-321-1298